

# 東日本大震災「建築とまちづくり復興のための連携支援」会議資料

2011.4.7

本日の出席者：

## ●災害の規模

・地震の概要：発生日時(2011年3月11日金14時46分頃)、震源及び規模(推定) 三陸沖(北緯38.1度、東経142.9度、牡鹿半島の東南東130km付近、深さ約24km、モーメントマグニチュードMw9.0(南北450km、東西200km、断層すべり量 最大20~30m、のプレートが破壊、869年11月貞観の大地震レベルに匹敵)、802年坂上田村麻呂蝦夷支配から67年、869年11月貞観の大地震で多賀城政府周辺に大被害、1000人死亡)、震度7(宮城県北部)、6強(県南部・中部、福島県中通・浜通り、茨城県北部・南部、栃木県北部・南部)、6弱(岩手県沿岸南部・内陸北部・内陸南部、福島県会津・群馬県南部・埼玉県南部・千葉県北西部)

・津波：3月11日14時49分大津波警報発表(m)、15:44よりも3.5、15:26宮古8.5、15:18大船渡8.0、15:21釜石4.1、15:25鮎川7.6、15:50相馬7.3、16:52大洗4.2。最大津波高さ 広田湾(陸前高田市) 37.9m

## ●福島原子力発電所災害

・発生日・時刻：

・種類・規模：

・避難指示：

## ●被害状況

・人的被害(4.4現在)：死者12,175人、行方不明者15,489人、避難者16.6万人(3.14最大約32万人)、負傷者2,858人(仙台市石巻市不明)

・建物被害：全壊45,684戸、半壊8,805戸、救出者総数26,632名

・浸水区域：全443km<sup>2</sup>(建造物流出損壊：ほとんど28km<sup>2</sup>、多い23km<sup>2</sup>、比較的残る41km<sup>2</sup>、阪神2.6km<sup>2</sup>、山手線内側63km<sup>2</sup>、関東大震災35km<sup>2</sup>)、

・火災件数：353件(宮城201件)、

・ライフライン：停電17万戸(停止中発電所女川1,2,3号機、仙台火力4号機、新仙台火力1,2号機、原町火力1,2号機)、ガス停止31万戸(復旧完了21万個、4.3現在)、断水 20市町村以上)

・ストックの毀損額：マクロ経済的影響約16~25兆円

・山崩れ 51箇所：

・宅地災害：津波浸水、液状化(県内沿岸区域)、県内丘陵地斜面崩壊(緑ヶ丘、西花苑・折立、高野原、南光台)

・宅造区域：切盛境界・盛土部・斜面等の崩落、調整池周辺・排水路等護岸工の亀裂、崖断面、他

・マンション被害：立ち入り禁止(荒巻セントラルプラザ)、構造柱のせん断破壊、タイルの落下・剥離、継手部落下、

・宅地地盤診断士：防災研究会ボランティア対応(県建築宅地課の要請)地元2班、応援30人(?)

・建物危険度判定と個別相談：市役所にてJIA等が半日交替で対応中

・仮設住宅：プレハブ協会要請：1万戸(3.14)、2万戸(4.1)、6万戸(4.5)発注(半年要) & 地元産材活用指示

## ●緊急対策の現状

・災害救助法の適用： 市町、現金給付

・避難指示・勧告： 市町、現金給付

・住宅応急修理制度利用：

・避難所の設置： 箇所

・義援金

・コミュニティ組織：

・ボランティア組織：

## ●復興に關わる公的支援(法制度)等の現状

・公的支援と支給基準：

・被災者生活再建支援金利用：

・保険・共済、地震保険等：

・復興基金事業：

・仮設住宅：プレハブ住宅 6万戸計画

・災害により発生した住宅等廃棄物処理費用：

・災害により発生した産業廃棄物処理費用：

・津波防潮対策：

・復興土地区画整理事業、復興再開発：

・災害復興公営住宅、家賃減額等：

・人口回復計画：

## ●県内建設団体等の動向：主に道路・河川・港湾海岸・空港等のインフラの復興を担当

・緊急の復旧：国交省・宮城県との「災害協定」に基づきゼネコン・建設業・各種協会が対応。48時間はボランティア

・被害調査(災害査定は1~6次、5月連休明け)：「災害協定」に基づき建設コンサル・測量設計業協会対応。48時間はボランティア  
依頼受領後、打合せ→現地調査・復旧計画・見積もり提出

## ●建築とまちづくり技術者・新建等の今後の取り組み(案)

・宮城県建築住宅センターよりの提案：

・建築とまちづくりに関する地元大学(東北工大)との連携：

・まちづくり復興のための技術者連携(東京・福島・宮城・岩手・青森)組織の提案：

・新建本部：建築やまちづくり等相談活動のため、東京と仙台に技術者を常駐

・新建宮城：県内の建築やまちづくり等技術者団体とのネットワーク・相談活動を行う

・県内他団体連携情報交換(本部提案)：毎土曜会議17時~19時、必要に応じ県議会への要望・提案を行っている。

## ●復旧・復興に向けての長期的課題

・阪神淡路の復興事例から相当長期的対応の姿勢が必要。会員以外の若手技術者の参加と組織化が必要。

## ●連絡相談窓口・事務所の設置：

河北新聞 2011年4月1日 社説より

## 東日本大震災 復興のデッサン／「古里」の自画像描き直して

月が変わり、少し春めいてきたにしても、きょう、あしたのことで精いっぱい。そちこちから、そんなつぶやきが聞こえてくる。

暮らしの糧を、これから、どこでどうやって確保したらいいか。その難題を思えば、地域の立て直し、県土の復興にまでは、とてもまだ気が回らないに違いない。

国や県、市町村の復興構想づくりが動きだす。避難所で語り合った嘆き。家族が思い思いに口にした不安。一人一人の気持ちを反映させたい。

「古里」って、なんだろう？ 自分にそう問い合わせてみる必要があるかもしれない。

生まれ育った場所で結婚し、子を産み、育みながら仕事を続けていく。決して高望みとも思えない暮らしのそんな原形を営むことが、どんなに難しいことか。戦後の日本社会を、とりわけ東北の過疎化を生きてきた私たちは既に知っている。

慣れ親しんだ風景が根こそぎ破壊された。つらくても元の姿には戻せないのだとすれば、たとえ見知らぬ土地での再出発が待っているにしても、そこでつなぎ合う人と人との新しい関係が、もう一つの古里になる。そんな考え方も大切にして、行政の計画づくりに注文を出していこう。

政府は「復興庁」を新設する方向で調整を進めるようだ。県レベルでは宮城が庁内に検討チームを発足させ、6月を目安に復興計画をまとめるという。国にしろ県にしろ、どんな中身になるか、肝心の財源をどう調達するのか、まだ見当がつかない。被災者の声がきちんと反映されるよう、監視していきたいと思う。

國主導の国土計画と言えば、東北の私たちはやや苦い思いで全国総合開発計画（全総）を連想する。1962年から98年まで、「均衡ある国土の発展」やら「多自然居住地域」やらの理念を打ち出しながら5次にわたる改変を重ねて結局、消えた。

過疎地の自立を促すためだという法律（過疎地域自立促進特別措置法）を国が作ったのは70年のことだ。40年が過ぎて、目標が達成されたと誰がいま思っているか。

過密が進んだ巨大都市からの分散化政策は、一部地方都市へのいくばくかの人口集積を生みはした。しかし、農山漁村の過疎には歯止めがかからず、中小都市の空洞化という新たな問題も広げた。

この流れを変えるのはたやすいことではない。国土交通省国土審議会が2月に示した推計によると、2050年には現在、人が住んでいる国土の20%で住民がゼロになり、集落が消滅する。

人と食料を地方から吸い上げて高度成長を果たした国全体の疲弊が明らかになる中で、大震災は起きた。これほどの犠牲を払わずとも、戦後社会をもう一度組み替え直す転換の設計図が明示されていなければならなかつたのだ。

私たちもまた「古里」の、あるいは次の暮らしの根拠地での、将来像を描き始めたい。淡い薄墨でおぼろげな輪郭しか描けないにしても、激しい色使いで悲しみの大きさを表すことしかまだできないにしても、復興の下絵として一つ一つが生かされるように求めていこう。

2011年04月01日金曜日

## 被災宅地危険度判定連絡協議会

〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町1-6-16 神田渡辺ビル7階 (社)全国宅地擁壁技術協会内

平成7年1月の阪神・淡路大震災での宅地災害を教訓として被災宅地危険度判定活動をより円滑かつ適切に実施するために、都道府県、政令指定都市等を会員として平成9年5月に創設された協議会です。

本協議会では、大規模災害時に宅地の危険度を迅速かつ的確に判定するため、判定方法の改善や会員相互の支援に関する調整、判定における実施体制の整備などを推進しています。

災害対策本部が設置されるような大規模な地震または大雨等によって、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、要請を受けた被災宅地危険度判定士が危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、宅地の二次災害を軽減・防止し住民の安全を確保することを目的としています。



被災宅地危険度判定士(以下、「宅地判定士」)は、被災した市町村又は都道府県の要請により、宅地の2次災害の危険度を判定する土木、建築等の技術者です。

宅地判定士になるためには、都道府県知事等が実施する被災宅地危険度判定講習会を修了し、危険度判定を適正に執行できると認定され(もしくは同等以上の知識および経験を持つと認められ)、登録される必要があります。平成16年4月現在、全国で1万人を超える宅地判定士が登録されています。

なお、宅地判定士が判定活動をする場合、身分を明らかにするため、認定登録証を携帯し、「被災宅地危険度判定士」と明示した腕章やヘルメットを着用します。

宅地判定士を含む2~3人が1組になって、調査票等の定められた客観的な基準により、目視できる範囲の箇所について被害状況を調査し、その結果をもとに危険度を判定します。

その際、危険と思われる宅地には立ち入らないで調査することもあります。

#### (1)被害状況確認(擁壁)

全体の被害状況を把握しながら、宅地の平面図、被害箇所の断面図を調査票に記載していきます。

#### (2)被害状況確認(宅盤)

宅地に亀裂がないか等調査し、宅地全体の被害状況を把握していきます。

#### (3)被害状況の詳細調査

各被害状況の詳細(亀裂の幅、傾き状況等)を調査し、被害程度に応じて点数をつけていき、各宅地の被害程度を点数化していきます。

#### (4)調査結果の掲示

各宅地の被害点数に応じて、宅地所有、近隣の住民が余震により二次災害にあわないよう、宅地の状況を周知するため、結果票を目立つ箇所に掲示します。

被災宅地危険度判定の結果は、下記の3種類の判定ステッカーを見やすい場所に表示し、当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを識別できるようにします。

また、判定ステッカーには、判定結果に基づく対処方法についての簡単な説明や二次災害防止のための処置についても明示します。なお、判定結果についての問い合わせ先もステッカーに表示しています

### 危険宅地

この宅地に入ることは危険です。要注意宅地この宅地に入る場合は十分に注意してください。調査済宅地この宅地の被災程度は小さいと考えられます。

# がんばろう・宮城 負けるもんか宮城

## 東北地方太平洋沖地震 被災建築物 復旧再建相談

私ども協会では、地震で被災を受けた建物の・・「これから」・・について無料・有料の相談をお受けしています。メニューをお選びになってご相談ください。

### 電話による無料相談

ただいま、大変込み合っておりますのでお受けできない場合があります。ご理解ください。

### 電子メールの 無料相談

住所、氏名、電話番号、携帯番号を記載して「家全体の写真、被災した部分の写真」を添付のうえ [jimukyoku@miyajikyo.com](mailto:jimukyoku@miyajikyo.com)へお送りください。2~3日以内にご返事いたします。  
状況によって現地に伺う場合は有料相談となることがあります。また非木造の建物は、判断が難しい場合があります。

### 来所無料相談

「家全体の写真、被災した部分の写真」や、図面などをお持ちになって、ご予約の上ご来所ください。

ご相談の上  
技術者の  
派遣紹介は  
有料となり  
ます。

### 木 造 住 宅 等

被災した住宅等を目視で調査し、被災の程度を判断して、住み続けるための復旧・再建方法や、復旧・再建の予算、可能な限り住みながらの工事を提案します。また、ご依頼があれば改修工事の施工会社のご紹介もします。  
費用は 20,000 円から 30,000 円

### マ ン シ ョ ン や オ フ ィ ス ビ ル の 非 木 造

目視によって被災の場所や、被災が柱、梁、壁の構造体に影響あるかを調査して、住める・住めない、使える・使えないについて助言します。また可否判断が難しい場合は検証して後日回答を差し上げます。なお衛生・給水・電気設備は対象外とします。  
費用は 30,000 円から 50,000 円

## 被災建築物復旧再建支援本部

### 社団法人 宮城県建築士事務所協会

仙台市青葉区上杉 2 丁目 2-40 電話 022-223-7330 FAX 022-223-7319

社団法人日本建築構造技術者協会東北支部 NPO 法人 FASA 仙台建築構造設計事務所協会